紀の川市ワークライフバランス推進奨励金交付要綱

平成３１年４月１日

告示第６５号

　（目的）

第１条　この告示は、ワークライフバランスの推進のため、全ての労働者にとって働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業に対し、奨励金を交付することによって、ワークライフバランスに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）ワークライフバランス　労働者一人一人がやりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても多様な生き方が選択でき、又は実現できるよう、仕事と生活の調和を図ることをいう。

（２）中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者であって、市内に本社又は主たる事業所を有するものをいう。

（３）小規模企業者　中小企業基本法第２条第５項に規定する小規模企業者であって、市内に本社又は主たる事業所を有するものをいう。

（４）一般事業主行動計画　次世代育成支援対策推進法(平成１５年法律第１２０号)第１２条第１項に規定する一般事業主行動計画をいう。

（５）常時雇用　１年以上継続して勤務している又は１年以上継続して勤務が見込まれる者をいう。

（６）くるみん認定　次世代育成支援対策推進法第１３条に規定する認定をいう。

　（交付対象）

第３条　奨励金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）小規模企業者を除く中小企業者であること。

（２）一般事業主行動計画を策定し、その旨を和歌山県労働局長に届け出ていること。

（３）市税を滞納していないこと。

（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業を行っていないこと。

（５）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当せず、かつ、その役員（同法第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（６）過去にこの告示に基づく同じ区分の奨励金の交付を受けていないこと。

　（奨励金額）

第４条　奨励金の額は、予算の範囲内において次の各号に掲げる区分に応じ交付するものとする。

（１）計画策定推進奨励金　常時雇用する労働者が１００人以下の中小企業者のうち、平成３１年４月１日以後に新たに一般事業主行動計画を届出した場合　５万円

（２）優良企業認定奨励金　一般事業主行動計画を届出している中小企業者のうち、くるみん認定を受けた場合　５万円

　（交付申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、紀の川市ワークライフバランス推進奨励金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、毎年度２月末日までに市長に申請しなければならない。

（１）一般事業主行動計画

（２）一般事業主行動計画届出の写し（和歌山労働局の受付印のあるもの）

（３）市税の納付状況を確認できる書類

（４）くるみん認定を確認できる書類の写し（優良企業認定奨励金を申請する者に限る。）

　（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定したときは、紀の川市ワークライフバランス推進奨励金交付決定通知書（様式第２号）又は紀の川市ワークライフバランス推進奨励金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（奨励金の請求）

第７条　前条の規定により奨励金の交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに紀の川市ワークライフバランス推進奨励金請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

　（名称等公表）

第８条　市長は、交付決定した企業者の一般事業主行動計画について、市の広報誌又はホームページへの掲載その他必要と認められる方法により公表するものとする。

　（交付決定の取消し等）

第９条　市長は、申請者が偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受けたと認められるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定による奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

　（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、公布の日から施行する。